

年金機構けんぽからのお知らせ (第 516 号) 6.7.19

限度額適用認定証の更新等について

「健康保険限度額適用認定証」(以下「限度額認定証」といいます。)は、医療費が高額となった場合、被保険者証とあわせて医療機関等に提示することにより、窓口の支払いを高額療養費の自己負担限度額までに抑えることができるものです。この限度額認定証の更新等についてお知らせします。

1 限度額認定証の更新を希望される方の申請方法

現在交付している限度額認定証の有効期限は、令和 6 月 8 月 31 日までとなっております。

9 月 1 日以降も利用される場合は、「健康保険限度額適用認定申請書」または「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書」に必要事項を記入のうえ、**8 月 13 日(火)必着**で、健康保険組合へ申請願います。(8 月 14 日以降に届いた場合は、9 月 1 日までにお手元に届かない場合がございます。)

【申請方法】

令和 6 年度(令和 5 年分所得)の市区町村民税の課税の有無により、申請書が異なります。

① 市区町村民税が課税の方 「健康保険限度額適用認定申請書」

- ・8 月下旬頃に申請書に記載された送付先にお送りします。
- ・70 歳以上の被保険者本人の方が、現役並み所得(標準報酬月額が 28 万円～79 万円)に該当する場合は、申請が必要です。
- ・上記以外の 70 歳以上の被保険者及び被扶養者の方は、申請は不要です。

② 市区町村民税が非課税の方 「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書」

- ・被保険者本人の非課税証明書(令和 6 年度(令和 5 年分所得))の添付、もしくは申請書に市区町村長からの非課税証明を受けてください。
- ・令和 6 年 8 月 1 日より適用区分が変更となるため、旧限度額認定証を添えて速やかに申請願います。
- ・受付次第、随時、申請書に記載された送付先にお送りします。

2 限度額認定証の返却

有効期限経過後の限度額認定証は、必ず健康保険組合へご返却をお願いします。有効期限前でも、利用の予定が無い場合はご返却ください。

紛失等の場合は、「健康保険限度額適用認定証 滅失届」に必要事項を記入のうえ提出してください。

※有効期限が令和 6 月 8 月 31 日の認定証をお持ちの方で、8 月末日迄使用予定がある場合は、有効期限経過後(9 月 1 日以降)、速やかに下記返却先に返却ください。なお、9 月 1 日以降も利用されたい場合は申請書のみ送付ください。

マイナ保険証(健康保険証利用登録を行ったマイナンバーカード)を医療機関へ提示し、同意等された場合には、自己負担限度額を超える支払いが免除されるため、限度額適用認定証の事前申請は不要となります。(受診医療機関へオンライン資格確認を導入している医療機関等であることの確認をお願いします。)



申請・返却先	〒102-8548 東京都千代田区三番町 22 日本年金機構健康保険組合 業務課 宛て
照会先	日本年金機構健康保険組合 業務課 日野・安部・村山 電話番号 03-5216-3223 ※お問い合わせは 12 時～13 時を除いた時間帯にお願いします。 (12 時～13 時は担当不在により回答できない場合があります。)
添付資料	健康保険限度額適用認定申請書 健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書 健康保険 限度額適用認定証等 滅失届
備考	電話での進捗状況等の確認はお控えください。

よくあるご質問 | は次のページへ

よくあるご質問

Q1, いつ発行されるのか。

A1, 算定基礎届により標準報酬月額が決定され手続きが終わり次第、発送させていただきます。
8月の最終週を予定しております。(ただし、受付件数により、遅れる場合がございます。)

Q2, 8月14日以降でも申請出来るのか。

A2, 申請いただくことは可能ですが、9月1日にお手元に届かない可能性があることをご了承
ください。

Q3, 早めに送ってほしい。9月1日に絶対に間に合わせてほしい。

A3, A1のとおり、標準報酬月額が決定され手続きが終わり次第の発行となります。申請書の到着
順に発送の予定ですが、到着日の指定の対応はできませんので、ご了承ください。

Q4, 申請書には「旧認定証を添付してください。」との記載があるが、8月末まで使用する予定が ある場合は、どのようにすれば良いか。

A4, お知らせの「2 限度額認定証の返却」にも記載していますが、申請のみの受付は可能です。
有効期限経過後、旧認定証は速やかにご返却ください。

Q5, 現在、限度額適用認定証を持っておらず、令和6年9月から利用したいが、どうすれば 良いか。

A5, 令和6年9月以降分の認定申請書にて申請いただければ、標準報酬月額が決定され手続き
が終わり次第、発送させていただきます。

Q6, これから申請予定で、令和6年8月までの利用だが、発行は9月過ぎになってしまうのか。

A6, 、申請書をお送りいただき、受付次第、申請書に記載された送付先に発送します。